

主任技術者等の兼務制限の緩和

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し工事執行の円滑化かつ効率化を図るために適用している主任技術者・現場代理人の兼務制限の緩和措置の内容を平成28年6月1日から次のとおり改正します。

2 内容

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負金額 (税込)	兼務制限
8,000 万円	兼務不可 (緩和対象外)	8,000 万円	兼務不可 (緩和対象外)
3,500 万円 (7,000 万円)	2件以内 ○同一市町内(※1)で密接な関係(※2)があり、相互の間隔が10km 程度以内の公共工事に限る ※監理技術者の場合不可	3,500 万円 (7,000 万円)	2件以内 ○同一の主任技術者による管理が認められる公共工事に限る
500 万円 (1,500 万円)	5件以内 ○同一市町内(※1)の工事(※3)に限る ※災害復旧工事に係る現場代理人の件数を除く		5件以内 ○同一市町内(※1)の公共工事に限る ※災害復旧工事及び路線委託に係る現場代理人の件数を除く
	兼務制限なし		

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計である。

- ※1 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。
- ※ 設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

3 適用期間

平成28年6月1日から当分の間

なお、適用期間以前に契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、本運用による取扱いの対象とします。

- ※1 平成28年5月31日までに指名・公告を行っている工事については、契約後から対象です。
- ※2 平成28年6月1日以降に指名・公告する工事から、改正後の措置内容が適用されます。

(対象部局：全部局)